

新旧比較表：カトレアカードローンセレクトプラス（通称：おきぎん住まいにプラス）規定

青字：改訂後 赤字：改訂箇所

新	旧
(省略) 第 2 条（契約期限） (省略) 3. 当座貸越期限の到来時における貸越元利金は、原則として 70 歳到来月前月の 7 日（休業日の場合は翌営業日）に証書借入に切替え、毎月 7 日（休業日の場合は翌営業日）を返済日として、元利均等返済により支払います。なお、貸越元利金が完済された日にこの当座貸越契約は当然に解約されるものとします。 (省略) 7. この契約に基づく証書借入の返済期限は、第 3 項に基づく証書借入への切替後、最初に到来する返済日を 1 回目として、120 回目の返済日までとします。なお、契約期限の翌日以降は遅延している元金に対し、年 14.6%（1 年を 365 日とした日割計算）の損害金を支払います。 第 3 条（取引方法） (省略) 6. 各種 DM、おきぎん Smart 上の商品表示はカトレアセレクトプラスなどの略称での表示とします。	(省略) 第 2 条（契約期限） (省略) 3. 当座貸越期限の到来時に において、貸越元利金はただちに証書借入に切替え、貴行所定の方法により返済します。なお、貸越元利金が完済された日にこの当座貸越契約は当然に解約されるものとします。 (省略) 7. この契約に基づき証書借入の返済期限は 当座貸越契約書記載の通りとします。なお、契約期限の翌日以降は遅延している元金に対し、年 14.6%（1 年を 365 日とした日割計算）の損害金を支払います。 第 3 条（取引方法） (省略) <追加>